

図1 原付以上運転者(第1当事者)の飲酒別死亡事故件数の推移(各年12月末)

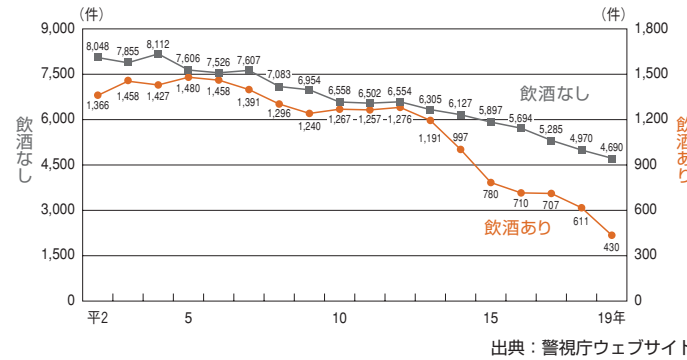


図2 昼夜別 飲酒運転事故の発生状況 (平成18年中：普通・軽乗用が第1当事者となったもの)

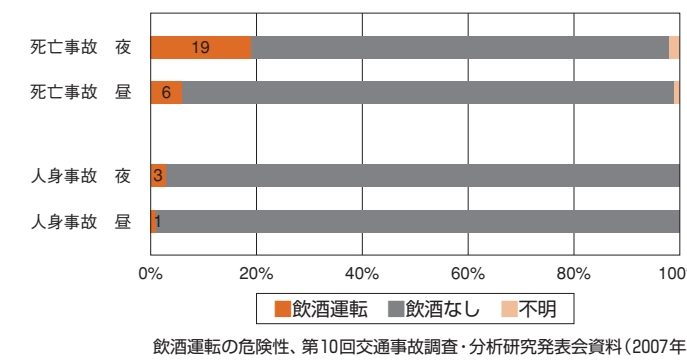


図3 飲酒状態別・事故類型別 事故件数 (平成18年中：普通・軽乗用が第1当事者となったもの)

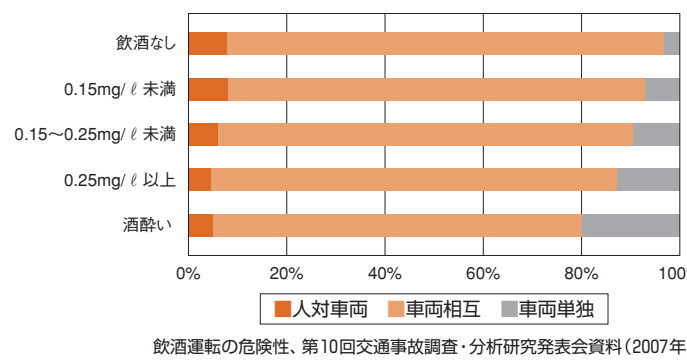
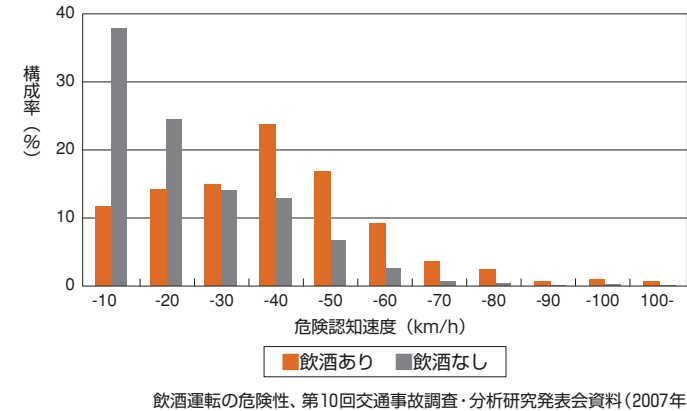


図4 飲酒有無別 危険認知速度分布 (平成18年中：普通・軽乗用が第1当事者となったもの)



きな時期には、平成14年6月に改正・施行された道路交通法により罰則等が強化されたこと、同18年9月以降の取り締まりの強化および飲酒運転根絶に対する社会的機運の高まり、同19年9月の飲酒運転の厳罰化等があり、法改正が特に大きなポイントといえます。また、社会的にも、同18年に福岡市で起きた飲酒運転事故以来、飲酒運転防止に向けて意識が高まっていることが理由として考えられます。

■夜間事故件数の減少
飲酒運転事故件数の内訳を調べると、昼間よりも夜間の事故件数が特に減少しています。飲酒運転者を①アルコール依存症等の病的な原因を持つ者(昼夜を問わず飲酒していると考えられる)と、②少しの油断、出来心などで飲酒運転してしまった者(もっぱら夜に飲酒する)に分けた場合、②による飲酒運転事故の減少が理由として考えられます。②は、厳罰や取り締まり強化、世論の高まりの影響を受けて運転行動

●●アルコールの運転能力への影響
を修正する可能性が高い、つまり意識を変えさせることで抑止効果が得られるグループと考えられるからです。それに対し、①による飲酒運転を抑止するためには前述のような方法だけでは十分な効果が期待できず、それ以外の観点からの教育や指導、あるいは医学的な治療が望ましいと考えられます。

■飲酒運転事故の特徴
飲酒運転事故の特徴として、①夜間に起こること、②重大な事故になる傾向が高いこと、③単独事故が多いこと、④走行速度が速いこと、の4点が挙げられます(図2-5参照)。

●●飲酒運転の定義―酒酔い・酒気帯びの違い
飲酒運転とは、飲酒後にアルコールの影響のある状態で運転をすること、事故を起こしたか否かにかかわらず、道路交通法で禁じられている行為です。罰則は飲酒の状態によって2つに分類されています。「酒酔い運転」は、アルコール濃度の検

知値には関係なく、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転することです。それに対して「酒気帯び運転」は、身体に政令で定める基準(呼気1ℓに0・15mgあるいは血液1mlに0・3mg)以上にアルコールを保有する状態で運転することです。平成14年の改正に端を発し、罰則強化の進む道路交通法ですが、直近では、平成19年9月19日施行の一部

●●飲酒運転の現状
改正によって、飲酒運転者への厳罰化とともに、飲酒運転をすすめた者、同乗者に対しても罰則が適用されることになりました(表1参照)。
■平成14年以降の減少傾向とその理由
図1の通り、飲酒運転による交通事故件数は、徐々に減少していることが分かります。特に減少の幅が大

アルコールが運転に与える影響

飲酒運転根絶を目指して

飲酒運転による事故は、近年の道路交通法の取り締まり強化や社会的機運の高まりによって減少しつつあり、平成19年の発生件数は10年前の約3分の1となっています(警察庁統計)。しかし件数は減少しているものの、飲酒運転による死亡事故率は飲酒なしの場合の9.4倍(平成19年度中)となっており、重大事故につながる可能性が高いといえます。そこで、アルコールの運転への影響、飲酒運転の危険性について、交通安全という立場から具体的なデータに基づいて、財団法人・交通事故総合分析センター研究部・西田泰担当部長に解説していただきました。 編集部



表1 飲酒運転の罰則強化(平成19年9月施行)

項目	改正前		改正後	
	酒酔い運転	酒気帯び運転	酒酔い運転	酒気帯び運転
●運転者に対する罰則強化	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
●運転者以外の周囲の責任を道路交通法で処罰	道路交通法での罰則なし 飲酒運転の教唆や幫助罪などの刑法を適用	車両の提供 (運転者と同じ刑罰)	運転者が酒酔い運転 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	運転者が酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
		酒類の提供 車両に同乗	運転者が酒酔い運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	運転者が酒気帯び運転 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

出典：警視庁ウェブサイトから作成

